

説明会資料

電子処方箋の活用により より良い医療を 【病院の皆さまへ】

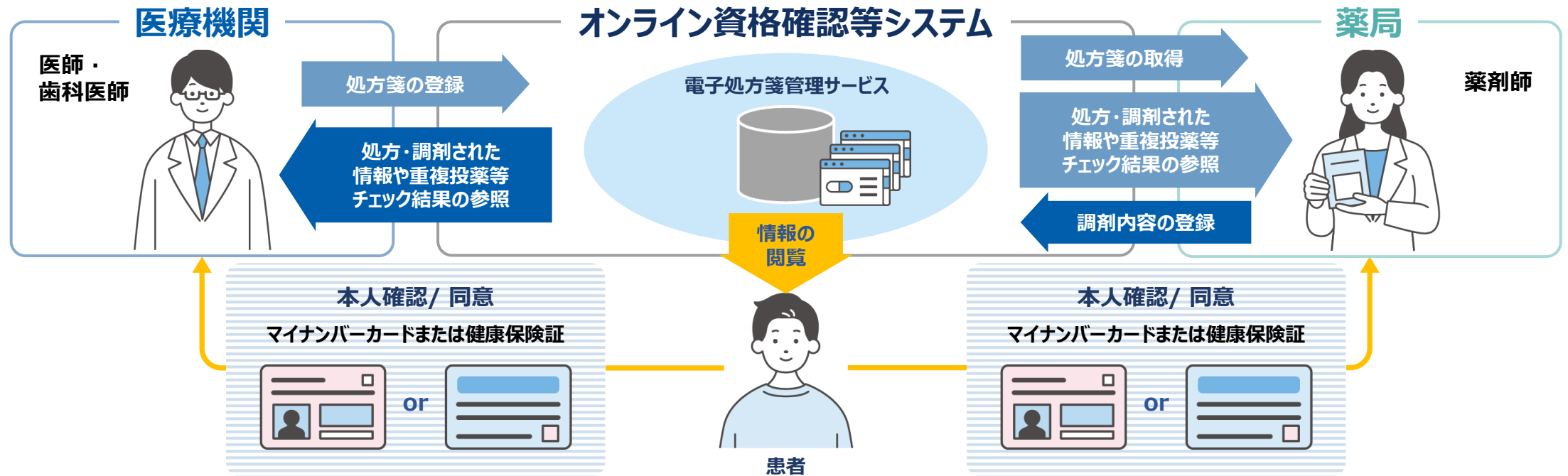
令和6年10月8日
千葉県電子処方箋補助金事務局



ちば

● 電子処方箋とは ●
「電子処方箋管理サービス」を通じて、医師・歯科医師・薬剤師間で
処方箋の情報を共有する仕組みです

- 「電子処方箋管理サービス」に登録される処方箋の情報は、リアルタイムで他の医療機関・薬局が閲覧でき、また重複投薬や併用禁忌がないかのチェックなどに活用されます。



千葉県電子処方箋の導入状況

石川県

電子処方箋の導入率

24.4%

前月比

+0.7%

千葉県

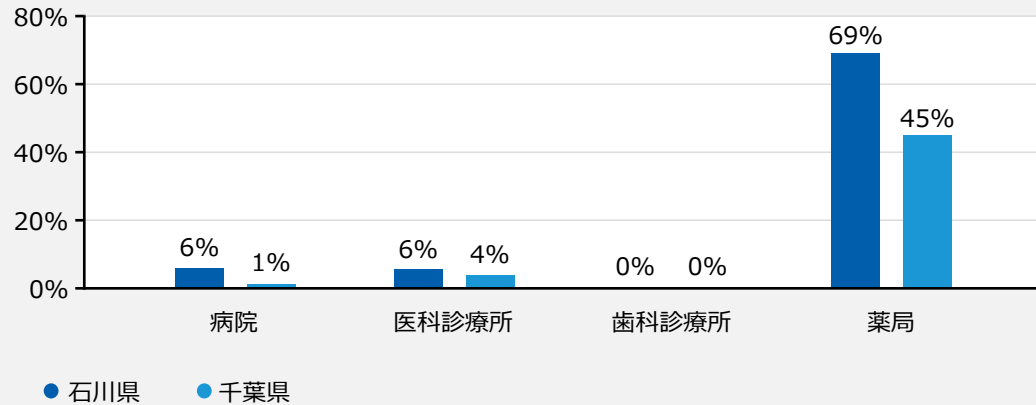
電子処方箋の導入率

14.7%

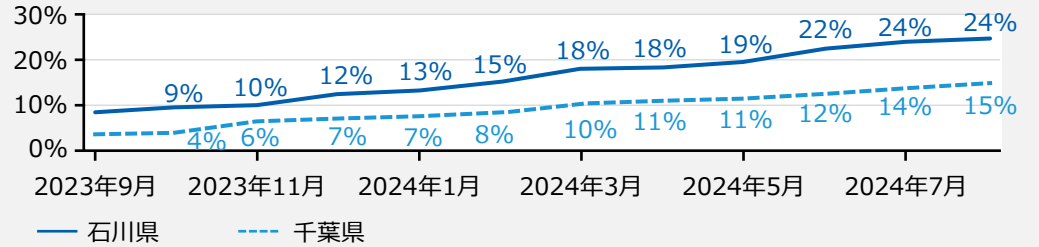
前月比

+1.1%

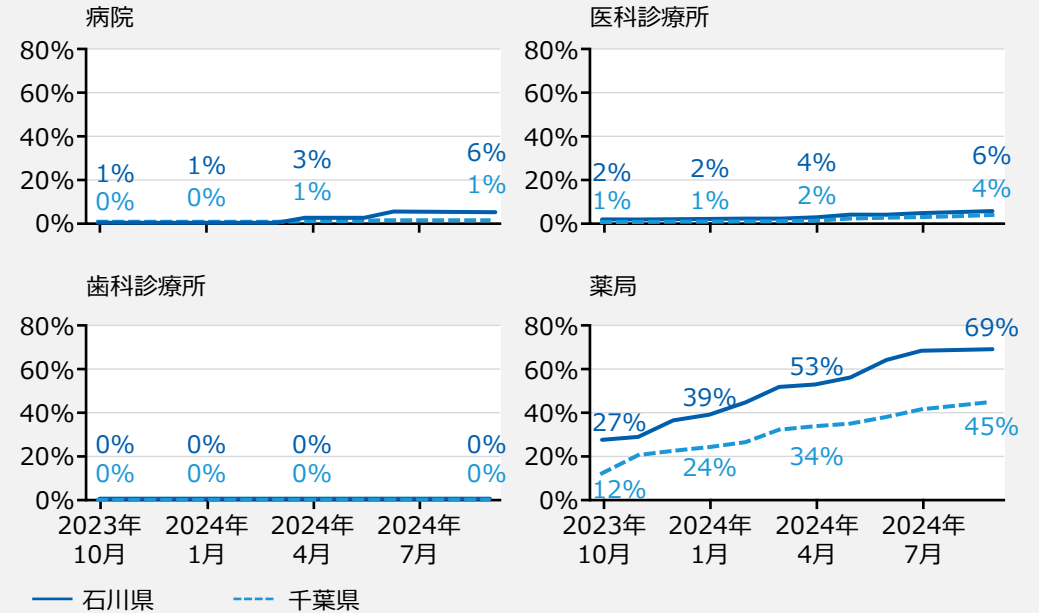
施設別の電子処方箋の導入率（最新月）



電子処方箋の導入率（月次推移）



施設別の電子処方箋の導入率（月次推移）



2024年8月25日時点の数値

電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

電子処方箋の導入が本格化しています

- ・ 補助金、診療報酬改定など国と千葉県が費用面の支援をしています。

公的病院等への導入が本格的に開始

電子処方箋導入費用の補助を拡充

国民向け周知を実施、国民の電子処方箋の認知度が向上

令和6年度の診療報酬改定において電子処方箋導入施設への加算が新設
(医療DX推進体制整備加算)

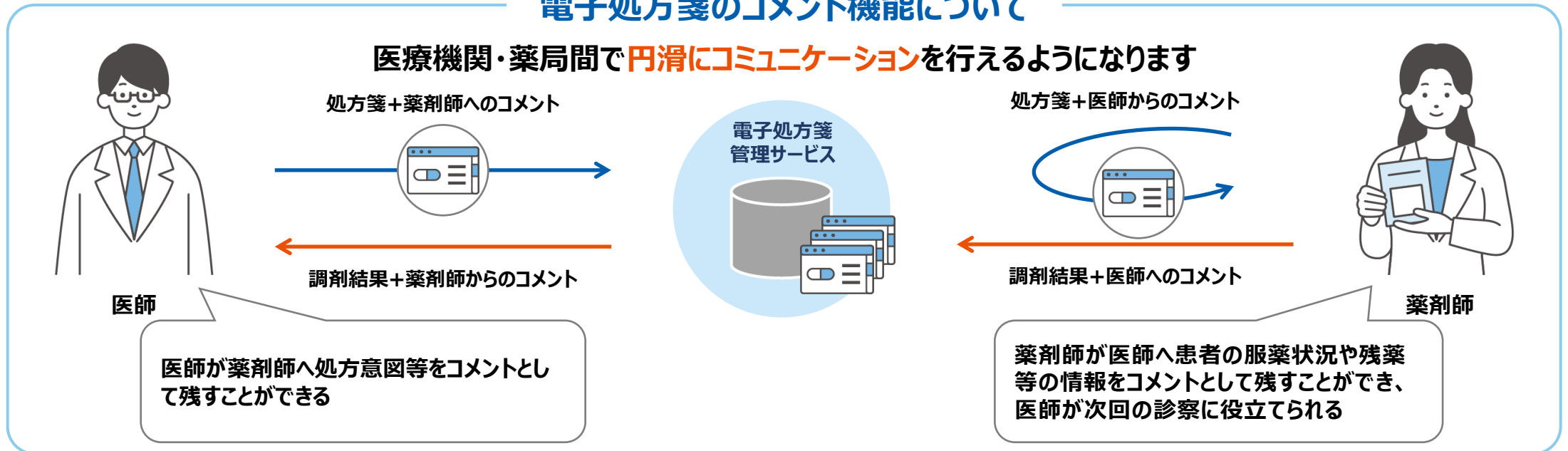


これから
電子処方箋
導入が
進みます

医療機関-薬局の情報共有を円滑にし、疑義照会の手間を削減できます

- ・ 医師が処方箋の備考欄に処方意図等のコメントをつける機能があり、**薬局の薬剤師との情報共有**の手段として活用できるため、**不要な疑義照会を削減**できます。
- ・ 薬局側も調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する際に、**患者の服薬状況や残薬等の情報を医師に共有する機能**があり、**医師が次回の診察に役立てることが**できます。

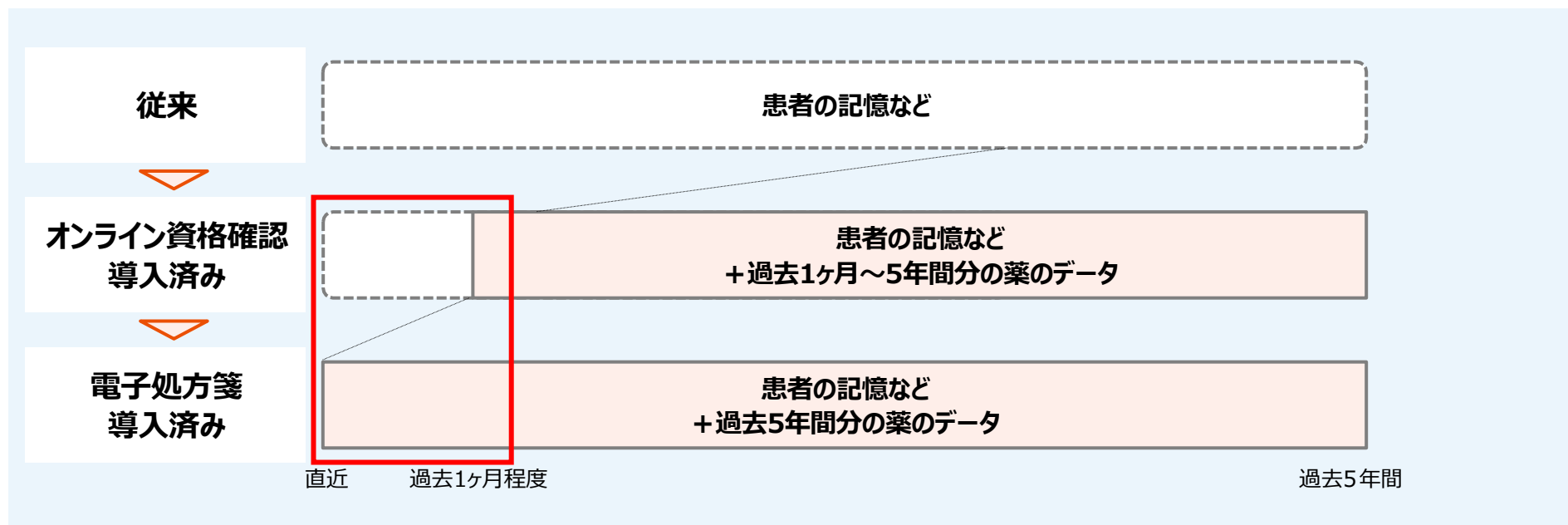
電子処方箋のコメント機能について



処方・調剤に関する直近の患者情報を踏まえた診察・処方が可能となります

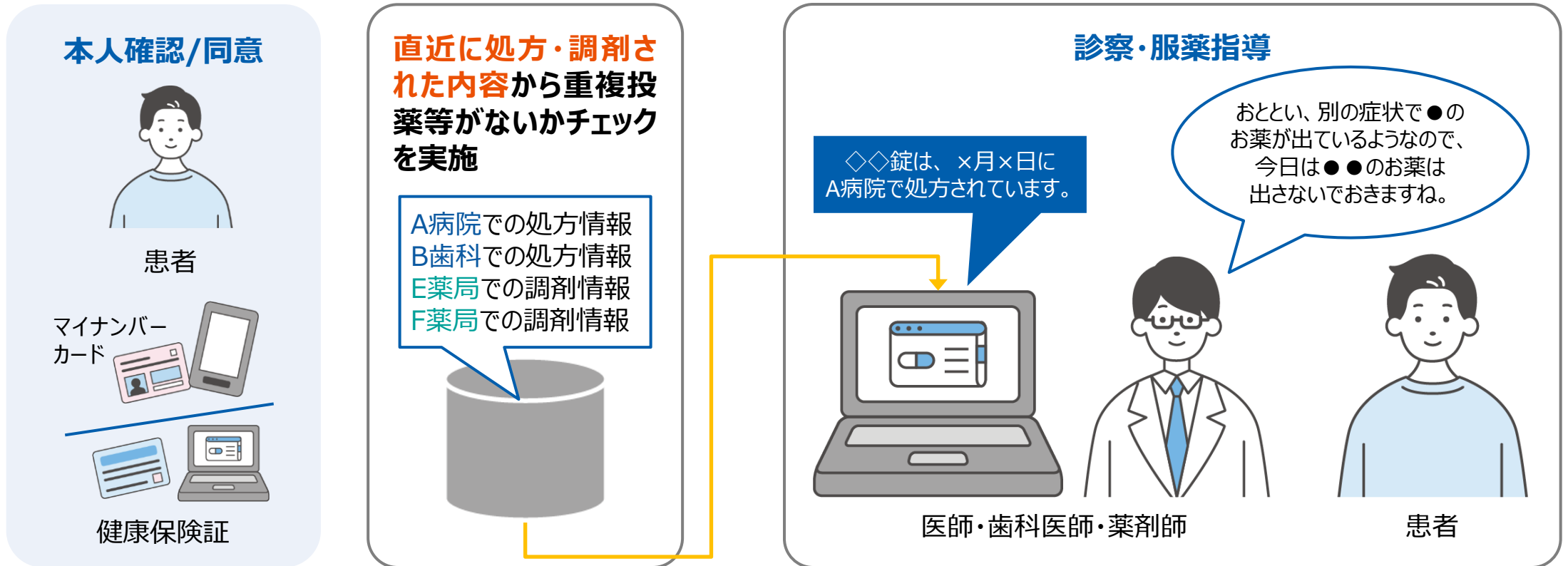
- ・「電子処方箋管理サービス」では、他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬の情報が**リアルタイムに蓄積**されます。
- ・**直近1ヶ月**の情報も含めて、過去5年間分の薬のデータを確認できます。

参照できる薬の対象期間が拡大されます！



医療機関-薬局を跨いだ情報共有で実効性のある重複投薬等の防止が可能となります

- **重複投薬等チェック機能**により、他医療機関で処方・調剤された薬の用途をもとに、現在服用中の薬を抽出し、**成分情報をもとに重複投薬・併用禁忌を自動で検知**できます。



電子カルテシステムにおける操作で大きな変化はありません

- ・ 患者の同意により閲覧可能となる過去の薬剤情報に、**直近1ヶ月前**の処方・調剤内容が加わります。
- ・ 従来の電子カルテシステム内での禁忌チェック等を行ってきたタイミングで、電子処方箋管理サービス上の薬剤と**重複投薬・併用禁忌のチェック**を行います。

電子カルテシステム等の操作イメージ

	過去の薬剤情報の閲覧	処方する薬の選択	重複投薬等チェック	処方箋発行・(電子)署名
現状 (オンライン資格確認導入済)	過去の薬剤情報を閲覧 (1か月前から過去5年間分の情報が閲覧可能)	処方する薬を選択	電子カルテシステム上で チェックを実施 (原則として自院内の 情報によるチェック)	処方内容を確定 処方箋を印刷し、記名 押印または署名を行う
電子処方箋 導入後	過去の薬剤情報を閲覧 (直近を含む 過去5年間分の 情報が閲覧可能)	処方する薬を選択	電子カルテシステム上で チェックを実施 (電子処方箋管理サービスで、 自動的に他施設の情報を含めた チェックを実施)	処方箋発行形態が電子 処方箋となっていることを 確認。処方内容を確定し て電子署名する

近隣の医療機関・薬局の電子処方箋導入状況の確認をすることができます

- 患者が電子処方箋の発行を希望する場合、電子処方箋に対応する薬局で受付を行う必要があるため、**どこの薬局が電子処方箋に対応しているのかを把握**することが重要です。

厚生労働省HP

厚生労働省HP

電子処方箋

国民の皆さま向けの情報

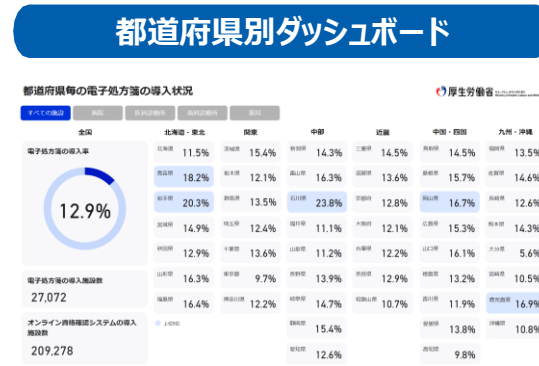
電子処方箋の利用ケースやメリットを、国民の皆さま向けにわかりやすくご紹介しています。

電子処方箋の手続き・マニュアル、利用申請、運用開始日入力、補助金申請等は、社会保険診療報酬支払基金医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

電子処方箋導入事例

導入事例以外でも！

電子処方箋 対応医療機関・薬局の一覧

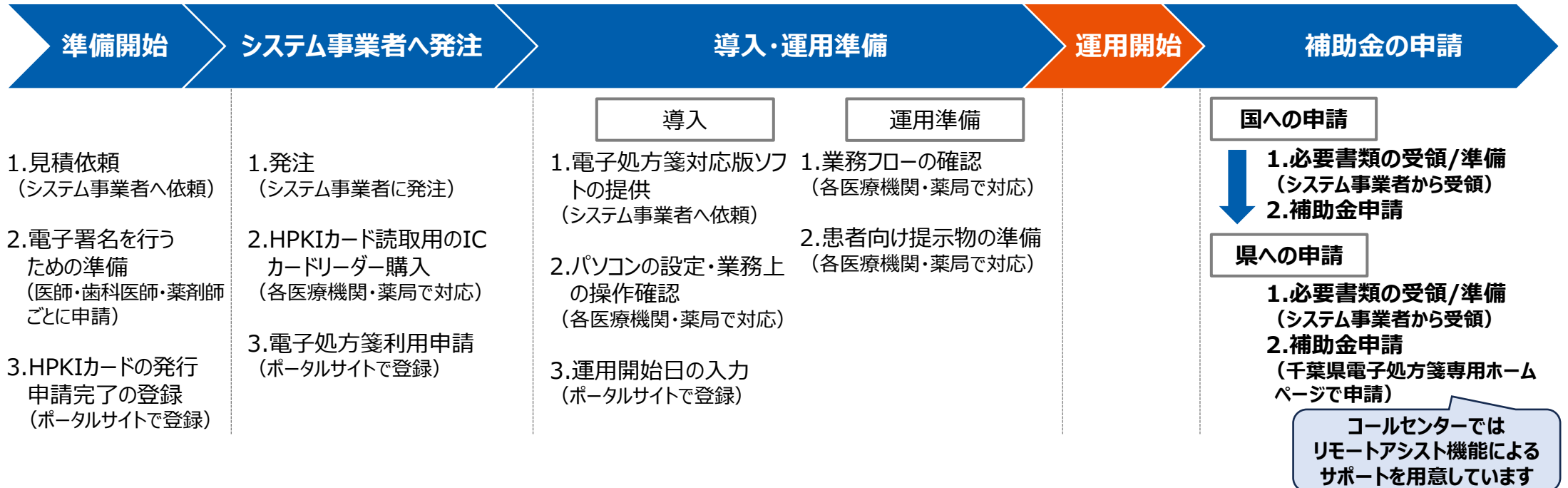


電子処方箋を導入するにあたって、周囲の薬局にも導入を呼び掛けてください！

- ✓ 電子処方箋の発行・受付がスムーズになります
- ✓ 電子処方箋の機能を利用し、医師・歯科医師・薬剤師間のコミュニケーションを電子的に、より簡単に行えるようになります
- ✓ 周辺施設での患者の処方・調剤情報が共有されるようになります
- ✓ 周辺の薬局と一緒に導入することで、電子処方箋の発行・受付の練習を行いながら導入することもできます。また、万が一、エラー等が発生した際も迅速に対応できるようになるとの声も上がっています

電子処方箋導入には、まずシステム事業者との調整をお願いします

- ・ 電子処方箋を導入するには、いくつかのステップが必要となります。
- ・ 施設ごとに準備に必要なものも変わるため、まずは**システム事業者**に電子処方箋の導入について**ご相談**ください。



医療機関等向け総合ポータルサイト（電子処方箋）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

システム事業者の準備体制も整ってきています

- 電子処方箋の運用当初は、「システム事業者が対応していない」といった声も多くありましたが、**対応システム事業者が増えてきています。**
- 対応しているシステム事業者は「**医療機関等向け総合ポータルサイト**」で確認できます。
- システム事業者の担当者数には限りがあるため、**お早めにご連絡ください。**

医療機関等向け総合ポータルサイト

KB0010020

電子処方箋の導入・運用方法

更新者：管理者59 • 14 日前 • 表示回数：247026 • ★★★★★☆

目次

- [電子処方箋の導入に向けた準備作業について](#)
- [電子処方箋導入後の運用について](#)
- [電子処方箋の補助金申請について](#)
- [医療機関・薬局向けのリーフレット](#)
- [よくあるお問い合わせ \(FAQ\)](#)

電子処方箋の導入に向けた準備作業について

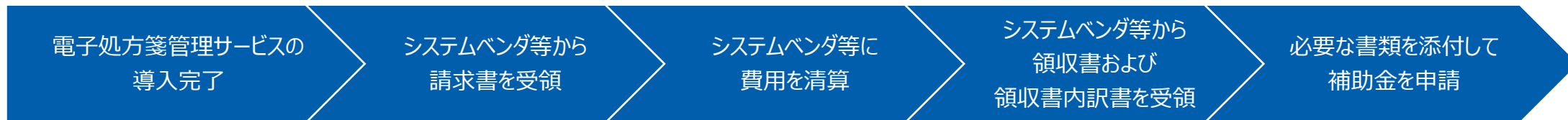
1	ウィーメックスヘルスケアシステムズ株式会社	16	株式会社ノーザ	31	三菱電機ITソリューションズ株式会社
2	ウィーメックス株式会社	17	株式会社ビー・エム・エル	32	東亜システム株式会社
3	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	18	株式会社ファインテックス	33	東邦薬品株式会社
4	メディカルストラクチャー株式会社	19	株式会社メディカルJSP	34	日本アイ・ビー・エム株式会社
5	株式会社EMシステムズ	20	株式会社メディスナージュ	35	日本電気株式会社 (NEC)
6	株式会社イー・アイクリエイト	21	株式会社モイネットシステム	36	富士通Japan株式会社
7	株式会社イー・シー・エス	22	株式会社モリタ		
8	株式会社シー・エス・アイ	23	株式会社ユニテックソフトウェアリサーチ		
9	株式会社エクセルシオ	24	株式会社ユヤマ		
10	株式会社シグマソリューションズ	25	株式会社ラボテック		
11	株式会社ソフトウェア・サービス	26	株式会社リード		
12	株式会社ダイナミクス	27	株式会社レスコ		
13	株式会社ナイス	28	株式会社ワイズマン		
14	株式会社ニテック	29	株式会社両備システムズ		
15	株式会社ネグジット総研	30	亀田医療情報株式会社		

○電子処方箋に対応しているシステム事業者について知りたい方はこちら
[電子処方箋導入対応事業者一覧](#)

医療機関等向け総合ポータルサイト（電子処方箋 導入・運用方法）
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020

国（社会保険診療報酬支払基金）から補助金が支給されます

・ 補助金交付申請の流れ



・ 補助金の交付額

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	約162万円を上限に補助 ※事業額の約486万円を上限に、その1/3を補助	約108万円を上限に補助 ※事業額の約325万円を上限に、その1/3を補助	約19万円を上限に補助 ※事業額の約38万円を上限に、その1/2を補助	約9万円を上限に補助 ※事業額の約38万円を上限に、その1/4を補助	約19万円を上限に補助 ※事業額の約38万円を上限に、その1/2を補助
追加機能部分 ※すでに基本機能を導入している施設	約45万円を上限に補助 ※事業額の約135万円を上限に、その1/3を補助	約33万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	約12万円を上限に補助 ※事業額の約24万円を上限に、その1/2を補助	約6万円を上限に補助 ※事業額の約25万円を上限に、その1/4を補助	約12万円を上限に補助 ※事業額の約25万円を上限に、その1/2を補助
基本機能+追加機能部分	約200万円を上限に補助 ※事業額の約602万円を上限に、その1/3を補助	約135万円を上限に補助 ※事業額の約405万円を上限に、その1/3を補助	約27万円を上限に補助 ※事業額の約54万円を上限に、その1/2を補助	約13万円を上限に補助 ※事業額の約55万円を上限に、その1/4を補助	約27万円を上限に補助 ※事業額の約55万円を上限に、その1/2を補助

医療機関等向け総合ポータルサイト（電子処方箋 補助金の申請について）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

千葉県からも補助金が支給されます（申請期限：令和7年2月28日）

- 国（医療情報化支援基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関・保険薬局が補助の対象となります。

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※すでに基本機能を 導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+ 追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

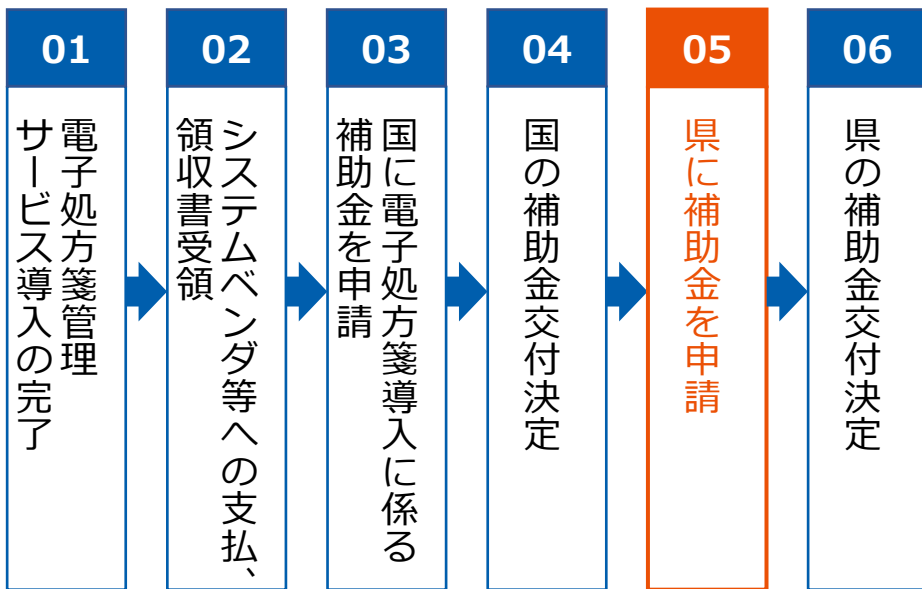
国と県の補助金を合わせた最大の補助率は

病院：1/2 診療所・薬局（大型除く）：3/4 大型チェーン薬局：1/2 となります

専用ホームページの申請フォームより簡単に手続きできます

- ・ **国の補助金交付決定を受けてから**県の補助金を申請してください。
- ・ 申請に必要な書類をご用意の上、専用ホームページの申請フォームより申請してください。

県の補助金交付決定までの流れ



■ 3 申請方法・申請先

原則、オンライン申請

▶ [申請フォーム](#)

※郵送申請を希望される方は事務局までお問い合わせください

■ 4 必要な添付書類

- ・ 医療情報化支援基金（ICT基金）の交付決定通知書（写）
- ・ システム導入等に要した費用が確認できる書類（カタログ・領収書・契約書等）
- ・ 振込口座届および振込先口座を確認できる通帳（写）
- ・ **Excel** 誓約書（エクセル：14.8KB）
- ・ **PDF** 誓約書（PDF：92.5KB）
- ・ **Excel** 役員名簿（エクセル：32.7KB）
- ・ **PDF** 役員名簿（PDF：72.1KB）
- ・ **Excel** 経費所要額（精算額）調書（複数施設一括申請の場合のみ）（エクセル：36.2KB）
- ・ **PDF** 経費所要額（精算額）調書（複数施設一括申請の場合のみ）（PDF：340.7KB）

コールセンターに加えリモートアシスト機能で誰でも簡単に申請が可能です

- ・ **コールセンター**は平日9:00～20:00（祝日・年末年始を除く）まで対応していますので、診療後にもお気軽にご連絡いただけます。
- ・ **リモートアシスト機能**を用いて、**パソコンの画面を共有**しながらサポートします。

コールセンターに相談

口頭でのやり取りでは
どうしてもうまくできない

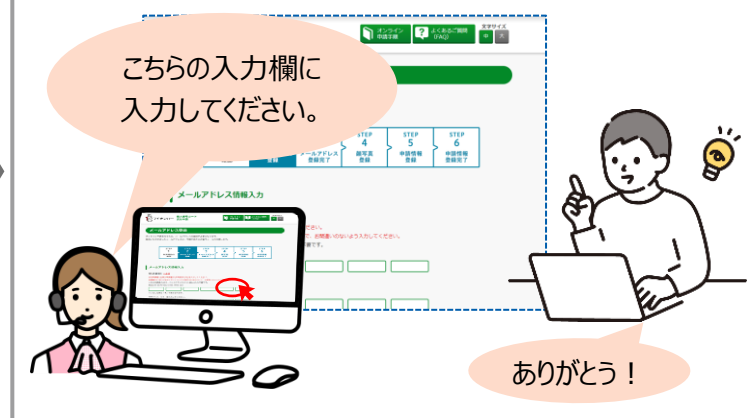
リモートアシスト機能を用いて、
パソコン画面を共有しながら
相談やオンライン申請の
サポートを行います。

リモートアシスト機能（イメージ）

①コールセンターから聞いた
接続番号を入力すると画面が共有される。



②画面上で、相談やオンライン申請の
手続きサポート等を行う。





Q 患者がマイナンバーカードで受付しないと、電子処方箋は使えないのか？

A 患者が健康保険証を利用する場合も、電子処方箋を発行・受付することができます。



Q 電子処方箋を導入すると紙の処方箋は発行できなくなるのか？

A 電子処方箋導入後も、処方箋の発行形態は従来の紙と電子の双方を任意で選択することが可能です。紙の処方箋でも処方内容や調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録でき、患者の過去の薬剤情報を確認・重複投薬や併用禁忌の検知をすることができます。



Q 電子カルテシステムを導入していないが、電子処方箋を導入できるのか？

A レセプトコンピュータが単独で電子処方箋の発行等に対応していれば導入は可能です。



Q 電子処方箋の場合、医療機関から薬局へFAXで処方箋を送ることは可能か？

A 電子処方箋の場合、処方内容（控え）を薬局にFAXで送信することで、薬局が電子処方箋の取得に必要な被保険者番号や引き換え番号を把握できます。

お問い合わせはこちら

■ 千葉県電子処方箋補助金事務局

コールセンター

受付時間：平日9:00～20:00

※祝日・年末年始を除く

050-3615-6611

■ 千葉県電子処方箋専用ホームページはこちら

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/hojokin/denshi-shohousen.html>

専用ホームページ



アンケート回答のお願い

オンライン説明会終了後、簡単なアンケートにご協力ください。

ご質問・ご意見等もご記入いただけますので、ぜひお寄せください。

ご質問への回答は後日、上記の千葉県電子処方箋専用ホームページ上に公開いたします。